



支援は御「縁」から「始」まります。私たち4人の支援専門員が「縁」あって支援をさせていただくことから「支援→始縁だより」と名づけました。

始縁だより

発行 平成26年 6月号

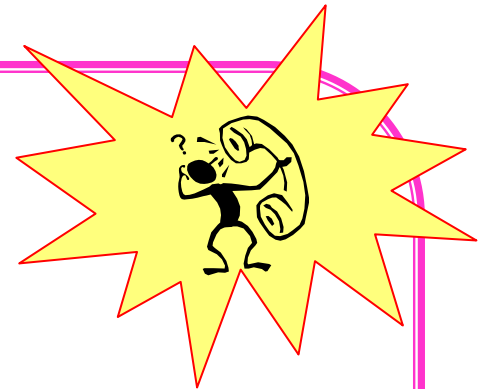
朝、夕はまだ肌寒いですが、日中は汗ばむほどに暑くなってきました。しばらくは一日の温度変化に注意が必要です。体長を崩さないようしっかり食べて、よく眠るようにしましょう。

《 悪徳商法に ご注意ください!!! 》

高知県の悪徳商法による被害の金額が、はやくも昨年1年間の被害額を上回ってしまったそうです。仁淀川流域でも毎年、悪徳業者による被害が出ています。先月には佐川町で人を集めて洗剤や味噌、砂糖を100円程度で販売をはじめ、気づくと高額な健康器具を売りつける。越知町では健康に良いのでお試しで薬や栄養剤を使ってみませんか?と訪問販売等が回ってきているようです。どちらも、最初は手持ちのお金で払える金額で話を進めてきますが、いざ購入の契約をしてしまうと、実はそれが高額商品の契約だったという被害にあわれています。

～詐欺・悪徳商法のいろいろな手口～

- ・クレジットカードの現金化
- ・消費者トラブルの解決をするとして金銭を取る
- ・短歌、俳句の新聞記載への勧誘
- ・広域連合や市町村職員を装い、後期高齢者医療保険証等の詐取
- ・還付金が出るとだまし、お金を振り込ませる詐取
- ・水道局員を装って、水道料金を詐取
- ・高額な火災報知機などの悪質な訪問販売
- ・地上デジタル放送に関して、不審な工事代金などの請求
- ・裁判員制度に便乗し、個人情報を聞きだし、辞退にかかる手数料請求
- ・利用した覚えのない請求
- ・責務不履行で裁判が起こされたと、民事裁判告知と書かれたハガキが届く
- ・料金未払いもしくは契約不履行で控訴受理したとのハガキが届く
- ・弁護士や裁判所をかたった詐欺請求
- ・レターパックに現金を入れポストに投函するように電話で指示
- ・オレオレ詐欺（※振り込み指示や自宅まで直接、現金を取りに来ることもあります）
- ・保証人紹介ビジネスによるトラブル
- ・自然災害の義援金詐欺（※現金はたしかな団体を通じて送りましょう）



解決のためには一人で悩まず、まずケアマネジャーや市町村の地域包括支援センターに相談をしてください。消費者センター（非営利組織）へつないでくれます。契約後、8日までならクーリングオフ制度が適用できることがありますので、おかしいなと思ったらすぐに対処することが肝心です。